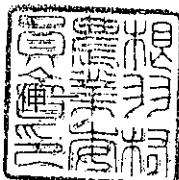


根羽村農業委員会告示第 1 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に基づく、同法施行規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙のとおり農地の権利取得の下限面積（別段の面積）を定めたので、同法施行規則第 18 条の規定により告示する。

令和 2 年 12 月 1 日

根羽村農業委員会長 原



農地取得の下限面積（別段面積）

別表 1

農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について

区域	下限面積
根羽村全域	10アール

別表 2

農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用について

区域	下限面積
根羽村内の空き家に付随する農地	1アール

【適用条件】

別表 1 及び別表 2 共通

- ・農地の権利取得日から起算して 1 年以上継続して農地を耕作すること。

別表 2 のみ

- ・住宅並びに住宅に付随した農地の譲渡人及び譲受人が同一であること。
- ・住宅と農地の権利の移転及び権利設定については、住宅と農地を同様の取得等の権利設定とすること。
- ・住宅の売買契約を締結した日から起算して、原則 1 年以内の農地法第 3 条の許可であること。
- ・住宅に係る売買契約若しくは賃貸借契約書の写しを添付すること。